

計画の推進のために

市民と行政、社会福祉協議会、福祉サービス提供事業者、関係団体、関係機関等が連携し、福祉のまちづくりを推進していくことが必要です。

特に、複雑化・複合化している福祉課題に対応していくためには、行政が中核にあっても、地域住民や様々な福祉の担い手との協働が欠かせません。それぞれが担う役割、「できること」を明らかにして取り組むことにより、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創りあげることを目指します。

市民

- 地域の問題に関心を持ちます。
- 「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合います。

白岡市社会福祉協議会

- 地域福祉推進の中心的な役割を担います。
- 地域コミュニティと地域福祉事業を推進します。

関係団体・関係機関等

- 行政区、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、福祉サービス提供者等が積極的に連携します。
- 福祉サービス提供事業者は、利用者の意向を尊重し、有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう支援します。
- 地域づくりや地域の活性化に取り組む団体等と、福祉的活動の連携を進めます。

市

- 地域福祉の推進のため、計画を周知します。
- 福祉課題解決のための情報提供、情報共有を図ります。
- 制度・分野ごとの「縦割り」を超え、庁内関係部署との横のつながりを強化し、複雑化・複合化する福祉ニーズに対応します。

白岡市第2期地域福祉計画

白岡市再犯防止推進計画

白岡市成年後見制度利用促進基本計画

令和3年度～令和7年度

地域福祉計画は、「地域共生社会」の実現に向けて、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉など、市の福祉分野の上位計画であり、個別計画だけでは対応が困難な市民の福祉ニーズや横断的な事項への対応を定めるものです。

地域福祉とは

地域において人々が安心して暮らせるよう、住民、団体、企業、行政がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決等に取り組む考え方です。具体的には、法律等の制度に基づき提供される公的福祉サービスや住民・ボランティア団体などによる支え合いの取組などを相互に活かしながら、住民の福祉ニーズに応えていくものです。

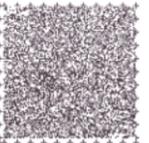
地域共生社会とは

これまでの制度や分野ごとの「縦割り」や、「支え手」と「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会です。

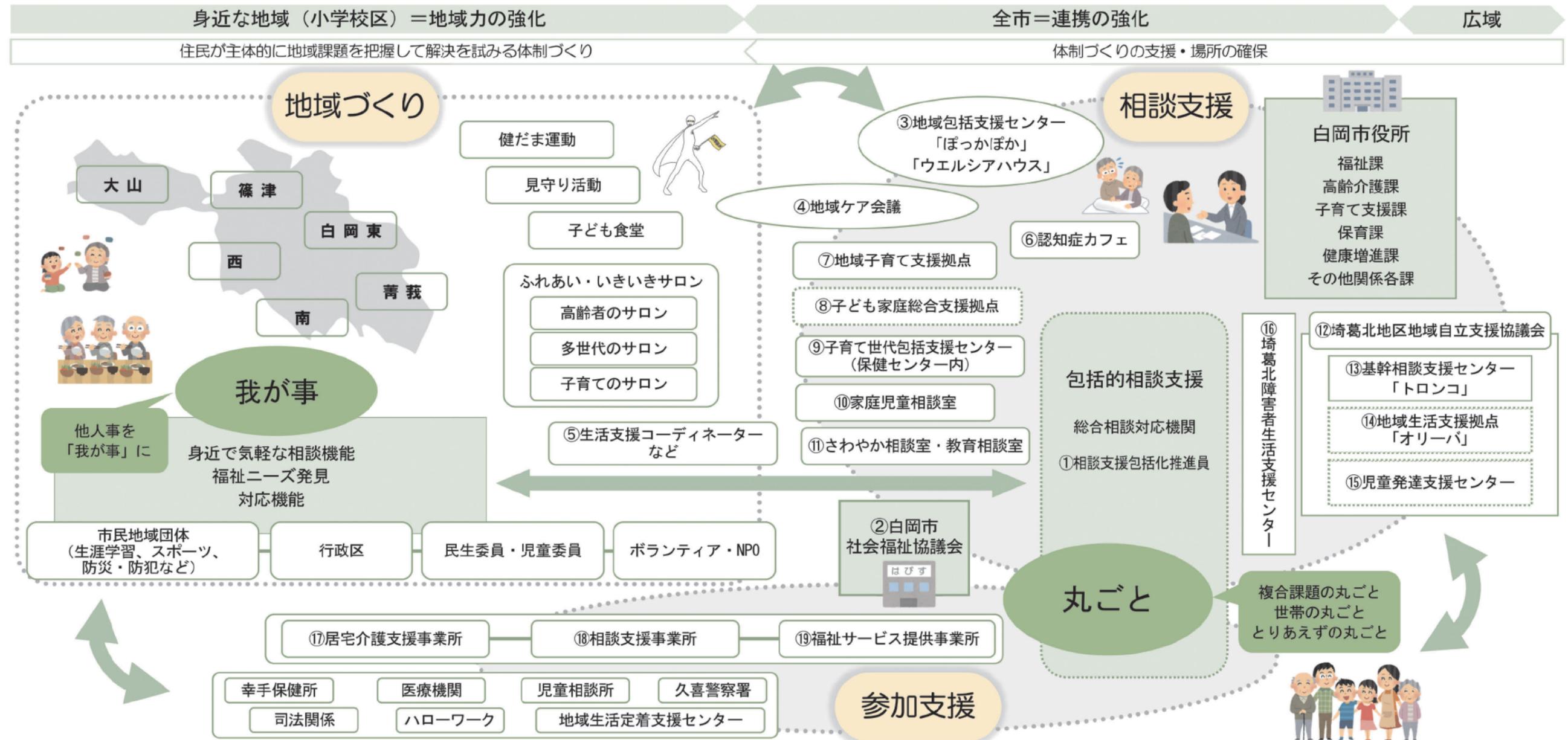
計画の基本理念



発行 令和3年3月 白岡市
 編集 白岡市健康福祉部福祉課
 〒349-0292 埼玉県白岡市千駄野432番地
 電話 0480-92-1111(代) [http:// www.city.shiraoka.lg.jp/](http://www.city.shiraoka.lg.jp/)



重層的支援体制のイメージ



No.	項目	役割・活動内容等
①	相談支援包括化推進員	複雑化・複合化した課題に適切に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートします。多職種・多機関のネットワーク化を進めます。
②	白岡市社会福祉協議会	社会福祉法に規定された民間団体として、地域福祉事業推進の中心的役割を担います。地域福祉に関する啓発や、地域住民による自主的な活動の支援、ボランティア活動の支援、きめ細かい相談支援、権利擁護に関する事業などを行います。
③	地域包括支援センター	地域の高齢者の暮らしや健康等を総合的に支援する機関であり、誰でも利用できる相談窓口です。市内2圏域に1か所ずつ設置されています。
④	地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実とともに、それを支える社会基盤の整備を推進します。
⑤	生活支援コーディネーター	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、生活支援の担い手の養成、組織化、つなぎなどを行うなど、地域の取組を総合的に支援・推進します。
⑥	認知症カフェ	認知症高齢者や介護者、地域住民、医療・介護の専門職等が気軽に集い、介護負担の軽減や意見交換等を行います。
⑦	地域子育て支援拠点	子育て支援センターまたは子育てサロンとして、子育て家族(概ね3歳までの子どもが対象)が自由に集い、交流する場であり、子育てに関する相談にも応じます。
⑧	子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭、妊産婦等の福祉に関して、必要な支援を行うための拠点です。実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関の連絡調整などを行います。
⑨	子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、関係機関と連携して、切れ目のない支援を行います。
⑩	家庭児童相談室	子どもや親子関係などの心配や悩みの相談に応じ、必要に応じて児童相談所などの専門機関とも連携して、相談支援を行います。

No.	項目	役割・活動内容等
①	さわやか相談室・教育相談室	学校や地域社会における児童・生徒の悩みや相談に応じ、必要な情報提供などを行います。
⑫	埼葛北地区地域自立支援協議会	地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす場として、白岡市、幸手市、蓮田市、宮代町、杉戸町の3市2町で設置しています。地域課題に対する支援策の検討等を行います。
⑬	基幹相談支援センター	障がい児者、その支援者(家族や障害福祉サービス提供事業所など)からの相談に応じ、必要な情報提供や関係機関への紹介、調整などを行います。地域自立支援協議会の運営等、支援のネットワーク構築にも取り組みます。
⑭	地域生活支援拠点	障がい児者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場などの地域の体制づくりを行い、障がい児者の生活を地域全体で支える体制を構築します。
⑮	児童発達支援センター	地域の中核的な療育支援施設です。障がいのある児童に、通所により指導や訓練を行うほか、保育所等との連携、相談支援等を行います。
⑯	埼葛北障害者生活支援センター	障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供などを行います。
⑰	居宅介護支援事業所	要介護者が自宅で介護サービスなどを利用しながら生活できるよう支援し、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成などを行います。
⑱	相談支援事業所	障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、様々な相談支援や障害福祉サービスの利用計画の作成等を行います。
⑲	福祉サービス提供事業所	介護または障がい福祉などのサービスの提供を行います。

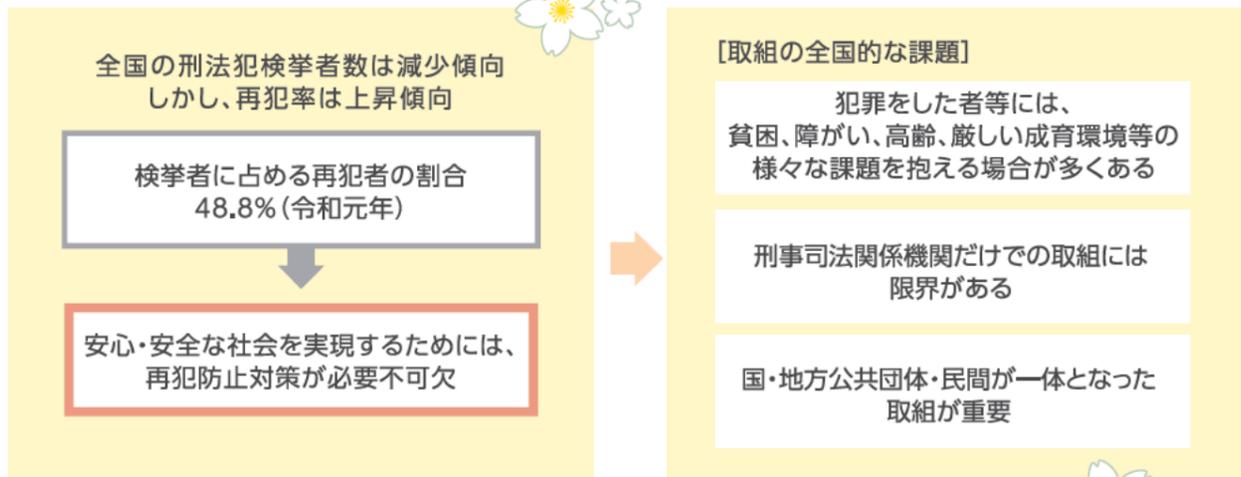
白岡市再犯防止推進計画

「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく計画

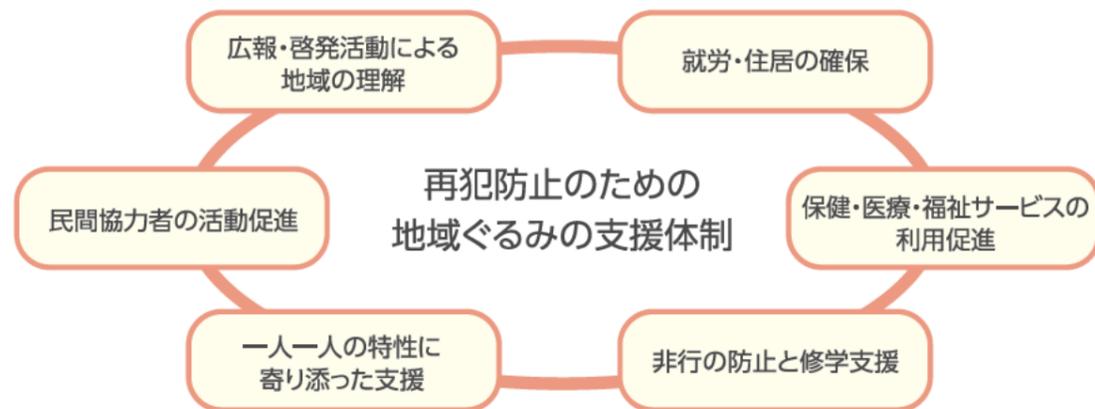
犯罪をした者等の多くが、定職や住居を確保できない等のために社会復帰が困難となっていることから、社会で孤立することなく地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが必要です。

そのためには、就労、住まい、保健・医療及び福祉サービス等の社会福祉に係るものについて、地域の実情に則した取組を効果的に推進することが求められます。このことから、「白岡市再犯防止推進計画」は、地域社会の福祉課題を解決する社会福祉に関する事項を定める白岡市地域福祉計画に盛り込むべきであると捉え、本計画に組み入れて策定するものです。

再犯の現状と課題



再犯防止推進のための重点項目



目標設定

「社会を明るくする運動」の周知状況
「社会を明るくする運動」について
「名前も内容も知っている」という割合

令和7年度
20%

重点的な取組

家族や地域社会との交流がほとんどない社会的孤立や、高齢の親が中高年の子どもの生活を支えるといった8050問題、育児と親の介護が家庭内で同時に発生するダブルケアなど、近年、市民が抱える生きづらさや支援ニーズが複雑化・複合化しています。これまでの、高齢、障がい、子ども、生活困窮といった「属性別」の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難な状況となっています。

このような現状に対応し、本市では既存の相談支援等の取組を活かしつつ、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に推進する重層的支援体制整備事業に取り組みます。

複雑化・複合化した支援ニーズに対応する支援体制の構築 (重層的支援体制整備事業)

①～③を通じ、継続的な伴走支援・多機関協働による支援を実施

①相談支援 包括的な相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

②参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応
(既存の地域資源の活用方法の拡充)

[狭間のニーズへの対応の具体例]

就労支援 見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない
ひきこもり状態の者を受け入れる 等

③地域づくりに向けた支援 住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会の
コーディネート

新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の 一体的実施

各支援機関・拠点が、属性を越えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の 相談・地域づくり	障がい分野の 相談・地域づくり
子ども分野の 相談・地域づくり	生活困窮分野の 相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を問わない
相談・地域づくりの実施体制

①～③の3つの支援を一体的に取り組みすることで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

- ・狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する。
- ・地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる。
- ・災害時の円滑な対応にもつながる。

目標設定

既存の相談支援体制をつなぐ連携に努め、令和7年度までに重層的支援体制整備事業に取り組み、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する支援体制を構築します。



みんなで取り組もう

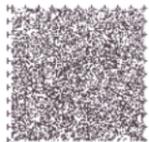


誰もが安心して共に暮らせるまちに



計画の体系

基本目標 (大項目)	取組の基本方向 (中項目)	具体的取組 (小項目)
1 支え合いで 多様な支援ができる 地域づくり	(1) 地域の交流を深めよう!	① 隣近所のお付き合いを大切にしよう ② 地域の交流機会を充実しよう
	(2) 地域におけるきめ細かい支援を実行しよう!	① 見守り活動を活発にしよう ② お互い様の気持ちで手助けをしよう ③ 日頃から災害時の助け合いを考えよう
	(3) 福祉の力を向上させよう!	① 民生委員・児童委員の活動を理解しよう ② 支え合いの仕組みを強化しよう
	(4) 社会復帰を支援しよう!	① 立ち直りを支援しよう 「白岡市再犯防止推進計画」(P6)
2 地域福祉の理解と 担い手となる人づくり	(1) 福祉を理解し、福祉意識を高めよう!	① 福祉意識を高めよう ② 福祉について学ぼう
	(2) 地域活動やボランティア活動を活発にしよう!	① 地域活動を活発にしよう ② ボランティア活動を活発にしよう
	(3) 福祉人材を育成しよう!	① 福祉の仕事をもっと知ろう ② 関係機関と連携しよう
3 誰もが福祉サービス を利用しやすい環境づくり	(1) 福祉サービスを知ろう!	① 福祉サービスに関する情報を収集・提供しよう ② 困った時には相談しよう
	(2) 福祉サービスの提供体制の充実を図ろう!	① ニーズに対応したサービスを提供しよう ② 複合的な課題にも対応できる体制を強化しよう
	(3) 生活困窮者対策の充実を図ろう!	① 生活困窮者の自立を支援しよう
	(4) 権利擁護体制の充実を図ろう!	① 虐待を防止しよう ② 成年後見制度を利用しやすくしよう 「白岡市成年後見制度利用促進基本計画」(P7)



白岡市成年後見制度利用促進基本計画

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく計画

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、ご本人を支援する制度です。

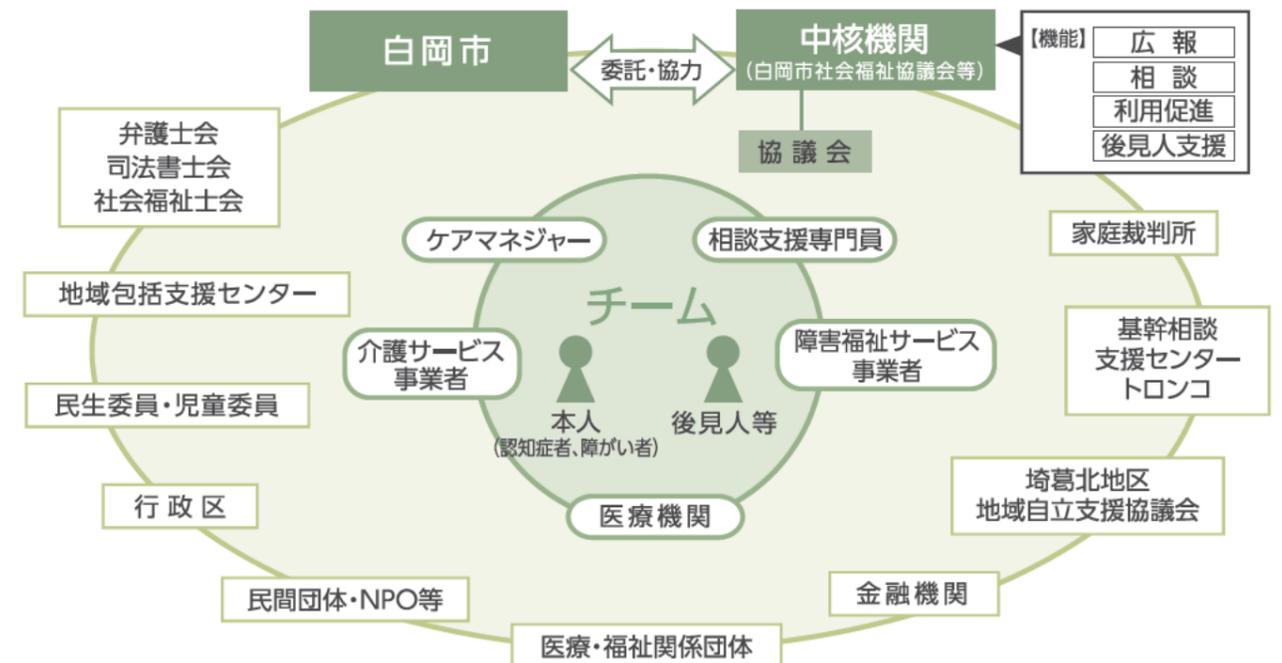
必要な人が適切に支援を受けられるよう、「白岡市成年後見制度利用促進基本計画」は、福祉施策に関する横断的な事項を定める白岡市地域福祉計画に盛り込むべきであると捉え、本計画に組み入れて策定するものです。

権利擁護支援の地域連携ネットワーク

全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

チーム	協議会	中核機関
協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。	「チーム」に対して、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、連携体制や自発的な協力体制作りを進める合議体です。	専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。



目標設定

「成年後見制度」の周知状況
「成年後見制度」について
「名前も内容も知っている」という割合

令和7年度
60%

